

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：％)

項 目	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20
連結実質赤字比率	—	16.25	30
実質公債費比率	5.1	25	35
将来負担比率	9.7	350	

備 考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、計算結果がマイナス（黒字）となりましたので、「—」と表示しました。

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、各公営企業の令和6年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

記

(単位：％)

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20
下水道事業会計	—	
戸隠観光施設事業会計	—	
産業団地事業会計	—	
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	—	

備考

- 1 資金不足比率については、計算結果がマイナス（資金剰余）となりましたので、「—」と表示しました。